

参考資料 4

科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会
共同利用・共同研究拠点等に関する作業部会
(第13期-第12回)

(認定の基準)

第三条 共同利用・共同研究拠点の認定の基準は次のとおりとする。

- 一 申請施設(その一部につき認定を受けようとする場合にあつては、当該部分。第五号、第六号及び第八号において同じ。)が、研究実績、研究水準、研究環境、研究者の在籍状況等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められること。
- 二 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料、データベース等を備えていること。
- 三 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であつて、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の二分の一以下であること。
 - イ 当該申請施設を置く大学の職員
 - ロ 関連研究者
 - ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者
- 四 共同利用・共同研究の課題等を広く全国の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者の委員の数が委員の総数の二分の一以上である組織の議を経て採択を行っていること。
- 五 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備していること。
- 六 全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備、資料、データベース等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っていること。
- 七 共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加することが見込まれること。
- 八 多数の関連研究者から申請施設を共同利用・共同研究拠点として認定するよう要請があること。

2 国際共同利用・共同研究拠点の認定の基準は次のとおりとする。

- 一 申請施設(その一部につき認定を受けようとする場合にあつては、当該部分。第六号、第七号及び第九号において同じ。)が、研究実績、研究水準、研究環境、研究者の在籍状況等に照らし、当該申請施設の目的たる研究の分野において、国際的に中核的な研究施設であると認められること。
- 二 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料、データベース等を備えており、これらが、国際的な水準に照らし、質の高いものと認められること。

- 三 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であつて、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の二分の一以下であること。
 - イ 当該申請施設を置く大学の職員
 - ロ 関連研究者
 - ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者
 - 四 当該申請施設の目的たる研究の分野の国際的な動向を把握し、運営に反映するために必要な体制を整備していること。
 - 五 共同利用・共同研究の課題等を広く国内外の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者の委員の数が委員の総数の二分の一以上である組織の議を経て採択を行っていること。
 - 六 共同利用・共同研究に参加する国内外の関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備していること。
 - 七 国内外の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備、資料、データベース等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っていること。
 - 八 共同利用・共同研究に国内外から多数の関連研究者が参加することが見込まれること。
 - 九 国内外の多数の関連研究者から申請施設を国際共同利用・共同研究拠点として認定するよう要請があること。
 - 十 将来の国際的な研究ネットワークの核となる若手研究者の育成に積極的に取り組んでいること。
- 3 連携施設がある場合は、第一項各号又は前項各号に係る当該連携施設の状況を併せて考慮するものとする。
- 4 申請施設が他の申請施設と研究ネットワークを形成し、その共通の課題等（以下「ネットワーク共通課題」という。）に関する共同利用・共同研究を一体的に推進しようとする場合であつて、次の要件に該当するときは、第一項第三号又は第二項第三号の運営委員会等については、当該申請施設及び当該他の申請施設が共同で設置することで足りるものとする。
- 一 複数の申請施設の研究ネットワークにおいて、ネットワーク共通課題への取組について中核的な役割を担う一の申請施設（以下「中核施設」という。）が明確に定められていること。
 - 二 複数の申請施設がネットワーク共通課題に関する共同利用・共同研究の課題等の募集及び採択、関連研究者への情報の提供その他の活動を共同で実施することにより、それぞれの共同利用・共同研究拠点等としての機能が強化されることが見込まれること。
 - 三 異なる分野の研究を目的とする複数の申請施設が研究ネットワークを形成する場合にあつては、ネットワーク共通課題に関する共同利用・共同研究の推進に当たり、当該異なる分野の知識の融合を図るための研究を実施するものとしていること。
- 5 第一項の認定及び第二項の認定は、同一の申請施設（その一部につき認定を受けようとする場合にあつては、当該部分。）について重ねて行わないものとする。